

鎌倉プライエムきしろ 指定共生型短期入所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人きしろ社会事業会が開設する鎌倉プライエムきしろ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共生型短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共生型短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

5 サービスの提供にあたっては、利用者に必要なサービスが提供できるよう、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けるものとする。

6 地域生活支援拠点として障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を担う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 鎌倉プライエムきしろ
- 2 所在地 神奈川県鎌倉市関谷1781

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	

管理者		1名			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員		3名以上		3名以上	利用者の健康管理等看護業務を行う
生活指導員		1名以上			利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う
介護職員		5名以上		2名以上	利用者に対する必要な介護を行う
管理栄養士		1名以上			利用者に対する必要な栄養管理を行う
(その他) 事務員等		1名以上		1名以上	利用者に対する必要な事務処理を行う

(指定短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、「併設事業所及び空床利用」として指定共生型短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

身体障害者

(短期入所の定員)

第7条 事業所の定員は、20人とする。

2 事業所は、前項の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定共生型短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定共生型短期入所を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共生型短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共生型短期入所として提供される便宜に要する費用のうち、食事の提供に要する費用、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を支給決定障害者等から受けることができるものとする。この場合の利用料金については別表に定める。

4 事業所は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

神奈川県鎌倉市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスを利用するに当たって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、指定共生型短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情への対応等)

第14条 事業所は、提供した指定共生型短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情

に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定共生型短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定共生型短期入所に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定短共生型期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業者は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(第15条から前条に規定する研修の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定共生型短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 5 事業所は、従業者に対する指定共生型短期入所の提供に関する記録を整備し、当該指定共生型短期入所を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人きしろ社会事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第9条3項 関係)

項 目	金 額
食 費	朝食：510円 (食材料費 231円)
	昼食：770円 (食材料費 440円)
	夕食：660円 (食材料費 352円)
高熱水費	実費相当分 / 1泊
その他個人にかかる費用	実費